

# 労働保険の事務は当所にお任せください

～会員事業所の労働保険事務を受託しております～

## 「労働保険」に加入しなくてはならないの？

労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず労働保険(雇用保険と労災保険)に加入しなければなりません。丸亀商工会議所では所内に「労働保険事務組合」を設置し、会員事業所の委託を受け、労働保険の事務処理を行っています。

## 「労働保険事務組合」ってどんな団体？

事業主の委託を受け、本来事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の許可を受けた中小企業事業主等の団体です。

## 委託できる事業主は？

常時使用する労働者が下記の人数の事業主になります。

- 金融・保険・不動産・小売業→50人以下
- 卸売・サービス業→100人以下
- その他の事業→300人以下

## 労働保険の「年度更新」ってなに？

労働保険の保険料は年度(4月～3月)で算定します。まず年度当初にその年の概算保険料を申告・納付し、翌年度の当初に確定した保険料を申告し、不足分や還付分を精算すると同時に、当年度の概算保険料を申告・納付します。これを「年度更新」といい、毎年6月1日から7月10日までの間にこの手続きを行ないます。

※ただし、当所に事務委託されている事業主の皆様は当所がお知らせする期限までとなります。

## どんな事務を委託できるの？

労働保険事務組合が委託を受け処理ができる事務の範囲は概ね次のとおりです。

- ① 概算保険料・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する届出等の事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務(個人番号関係事務を含む。)
- ⑤ その他労働保険についての申請・届出・報告に関する事務

## 委託すると何かメリットがあるの？

労働保険事務組合に事務処理を委託すると次のようなメリットがあります。

- ① 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省け、事業に専念していただけます。
- ② 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付することが可能となります(事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付できません)
- ③ 本来は労働保険に加入することができない事業主や家族従事者、役員も労災保険に特別に加入することができます。



労働保険事務委託に関するお問い合わせは

**丸亀商工会議所(TEL22-2371)までお気軽にどうぞ**

丸亀市内の一般家庭ゴミの収集を行っています

**丸亀シーサービス協同組合**  
Marugame City Service Cooperative Association

市民のゴミ・企業のゴミ  
ごみ処理のご相談は何でも  
**TEL (0877) 22-6604**

丸亀市民の良質なサービスのために

<http://www.comcitys.net>  
丸亀市土器町東6丁目393番地

24時間ロング保証サービス

ほしじょうさん

いつもの暮らしを、いちばんに。

**四国ガス**

丸亀支店：丸亀市昭和町105番地  
TEL 0877 (22) 2301  
<http://www.shikoku-gas.co.jp/>

あいおいニッセイ同和損保  
MS&AD INSURANCE GROUP

タフな安心を、あなたに。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
高松支店高松第二支社  
〒760-0008 香川県高松市中野町 29-5  
TEL:087-835-2161

まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。